

V 学校再開に向けた対応について

1 児童生徒の状況把握

(1) 安否等の確認

児童生徒及び家族の安否、住居被害状況等を確認する方法を事前に決定し、保護者及び児童生徒へ周知徹底をしておきます。

確認方法例

- 自宅へ電話する。
- NTT「災害用伝言ダイヤル」を利用する。
- 各携帯電話会社が提供する「災害用伝言板」を利用する。
- 自宅や最寄りの避難場所へ出向き確認する。

主な確認事項

- 本人及び家族の安否 [負傷の状況、死亡、行方不明]
- 住居の被害状況 [全壊、半壊]
- 避難場所
- 学用品や教科書の状況
- 出校の可否 [出校できない理由等]
- 今後の連絡先、連絡方法

(2) 転校希望者の把握と手続き

一時的なものを含めて、転居を余儀なくされ、転校を希望する児童生徒も出てきます。これらの児童生徒が少しでも早く転校でき、学業に打ち込めるよう速やかに手続きを進める必要があります。

東日本大震災においては、文部科学省から転校手続きについて、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れるよう通知（平成23年3月14日付け22文科初第1714号）が出されました。今後、同規模の地震が発生した場合にも同様の取り扱いがなされるものと見込まれます。（必要な書類が揃わなくても受入れ、状況が落ち着いてから手続きを行う等）

このような場合、県教育委員会からその扱いについて通知するとともに、県内及び他県の受入れ体制等についても広く情報提供を行うこととしています。各学校においては、転校希望者の状況をできるだけ速やかに把握するよう努めてください。

2 休校措置・授業再開の決定及び伝達

災害発生後の休校措置・授業再開の時期については、学校施設・設備の被害状況や教職員・児童生徒の被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等、諸般の状況を勘案して決定します。また、その情報の伝達は、次のような手段で行います。

伝達方法例

- 自宅へ電話する。
- NTT「災害用伝言ダイヤル」を利用する。

- 各家庭へ出向く。
- 各避難場所等へ出向き、掲示する。
- テレビやラジオ等のマスコミを利用する。
- 各校のホームページを利用する。
- メール配信をする。

災害用伝言ダイヤル(171)

大規模災害発生時に提供されるシステムで、安否や居場所などを30秒以内で録音・再生できるシステムです。(伝言保存期間は録音してから48時間)

利用方法については、防災教育において紹介したり、体験可能な期日や場所で積極的に模擬体験させたりするなど、日ごろから利用方法を理解させておくことが大切です。

NTT西日本「災害用伝言ダイヤル」→ <http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

3 教職員の確保

地震が発生した場合、教職員自身、また、その家族や家屋に被害を受けていたり、学校に出勤できても、避難者への対応に忙殺されるようなことも考えられますが、授業の再開に向けて教職員の体制を整備する必要があります。

(1) 教職員の状況把握

県立学校災害対策実施要領第4条第8項は、交通機関の途絶等により自己の勤務校への登校に3時間以上を要する場合は、最寄りの県機関へ参集し、速やかに所属長に報告することを定めていますが、次の点に留意する必要があります。

- ア 死亡、負傷によりいずれの県機関にも参集できない教職員は、家族から連絡を取るよう周知しておく。
- イ 授業再開までに連絡のない教職員については、住所地に近い県立学校に連絡を取り、状況を調査してもらう。

(2) 他校からの動員

- ア 最寄りの学校へ登校した教員にあっても、自己の勤務校の授業再開にあたっては、極力勤務校へ登校する。また、登校できない場合は、勤務校と緊密な連絡を取り合う。
- イ 最寄りの学校へ登校した教員については、登校した最寄りの学校の校長の判断により授業を担当させることができる。
- ウ 各教科別に、応援が必要な数と他校への応援が可能な者のリストを作成し、県教育委員会へ連絡する。
- エ 各県立学校においては互いの協力が必要であり、校長会での事前の了解のもとに、近隣の各校長同士で連絡を取り合い、調整することが現実的である。
- オ 絶対数が不足する場合は、他府県へ教員派遣を要請することも検討する。(県教育委員会)

4 教科書・学用品の確保

- 一部の児童生徒の教科書・学用品が不足するときは、学校内でのコピー、印刷、貸借、共用などにより対応する。
- 相当数の児童生徒の教科書・学用品が不足するときは、卒業生や上級生から教科書等を集めるなどする。
- 大量の教科書・学用品が不足するときは、県教育委員会から文部科学省、他府県に支援を要請する。